

# 船体識別番号等の塗抹許可申請手続きについて

(問合先) 近畿運輸局海事振興部船舶産業課  
〒540-8558 大阪市中央区大手前4丁目1-76  
電話:06-6949-6425  
E-mail:kkt-kkt-kaisan-dm@gxb.mlit.go.jp

## 1. 許可の申請

記載例を参考に船体識別番号等の塗抹許可申請書を記載し、添付書類を添えて申請を行って下さい。

(添付書類)

- ・船舶検査証書(写し)(JCI発行)
- ・写真「船舶全景の写真」「船体識別番号が破損している場合はその状況が分かる写真」又は「船体識別番号がすでになくなっている場合はあった部分の写真」

なお、塗抹及び打刻は所有者自ら行うことはできませんので、**施工を依頼する整備事業者の記載が必要です。**  
郵送の場合は、84円切手を貼付した返信用封筒の同封をお願いします。

## 2. 許可書・命令書の交付

申請の受理と審査が終われば、「塗抹許可書」「打刻命令書」「打刻完了報告書」を交付します。  
内容に疑義などありましたら、担当者より電話にて確認しますので申請書には連絡先の記載をお願いします。

なお、「打刻命令書」には申請書に記載された施工整備事業者を明記します。

## 3. 塗抹・打刻の施工

「塗抹許可書」「打刻命令書」の交付を受けてから申請書に記載した整備事業者へ施工してもらってください。  
船体識別番号の大きさは、高さ6mm以上必要です。

なお、船体識別番号表示ラベル(シール式)は、(一社)日本マリン事業協会が販売を行っています。

(問合先) (一社)日本マリン事業協会  
東京都中央区八重洲2-10-12  
電話:03-5542-1201

※問合せは、施工整備事業者から行って頂くようお願いいたします。

## 4. 打刻完了報告

打刻の施工が済みましたら、すみやかに「打刻完了報告書」の提出をしてください。

なお、「打刻完了報告書」には施工した整備事業者の証明が必要となります。  
また、施工後の写真を添付してください。「船舶全景の写真」「打刻・取付箇所の写真(番号が判別できるもの)」の写真を添付して下さい。